

令和8年第3回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

令和 8 年第 3 回初山別村議会定例会会議録（第 1 号）

招 集 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 7 日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和 8 年 9 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 5 分宣告
応 招 議 員	1 番 加藤 一裕 2 番 高場志津子 3 番 鎌田 健治 4 番 斉藤 勝博 5 番 長谷川幸廣 7 番 三谷 博子 8 番 木村 健一
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員と同じ
欠 席 議 員	不応招議員と同じ
地方自治法第 121 条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 大水 秀之 監 査 委 員 荒木 隆 農 業 委 員 会 長 木村 正志
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 宇野 要 企 画 振 興 室 長 佐藤 恵輔 住 民 課 長 大井 英世 経 済 課 長 大西 孝幸 主 任 技 師 長谷川孝之 出 納 室 長 東出 寛興 教 育 委 員 会 小川 志鏡 農 業 委 員 会 大西 孝幸 教 育 次 長 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
	2 番 高場 志津子 3 番 鎌田 健治
会 議 の 書 記 氏 名	事務局長 佐藤 公彦 書 記 佐々木 映輔
そ の 他	なし

村 長 議 会 招 集 挨 拶
議長 木村健一 君
村長から議会招集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。
村長 宮本憲幸 君
令和８年第３回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会招集の挨拶を申し上げます。
初秋を迎え、各産業もいよいよ繁忙期を迎えつつあります。議員の皆様方には、何かとご多用の所、定例議会を招集いたしました但、議員各位のご出席のもとに本日開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。
過般７月２８日には、熊本県におきまして最大震度７の地震が発生、また８月１３日には千葉県において広範囲の記録的豪雨が発生しました。亡くなられました多くの方々のご冥福を心からお祈り致しますと共に、今をもってもなお、多くの県民の皆さんが厳しい環境の中で避難生活を余儀なくされております。少しでも早く元の暮らしを取り戻すことができるよう念願する所です。
政府は本年７月に責任ある積極財政を掲げ、経済財政運営と改革の基本方針２０２６、いわゆる骨太の方針を閣議決定しました。令和９年度の国の予算編成は、概算要求時点で一般会計総額は１４３兆円規模となり、強い日本経済を実現するため、成長分野には投資枠に上限を設けず補正予算依存からの脱却を目指す方針で進められております。変化する社会情勢下にあつて国の内外の課題が山積する中、活力ある多様な地域社会の実現に向けて、地方創生の更なる推進を図るべく政府予算案の編成が進むことを切望する所であります。
さて、第３回村議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算を含め１２件であります。単行議案は６件で、同意案件につきましては本年９月３０日をもちまして任期満了となります、教育委員の任命同意についてであり、引き続き大家貴代氏を任命いたしたく存じますので、ご同意いただきますようお願い申し上げます。また、一般会計及び特別会計４件の補正予算につきましては、事業費の追加などの補正をお願い致しております。なおまた、令和７年度の各会計の決算認定をお願い致しておりますが、去る７月２７日から３１日のうち、５日間にわたりまして、荒木・鎌田両監査委員により各会計の決算監査が行われ、ご意見・ご指導をいただいたところであります。内容につきましては、監査委員から審査意見書が提出されておりますが、各会計の決算審査の際に詳細説明申し上げます。
それぞれ宜しくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶と致します。
何分宜しくようお願い申し上げます。

開 会 ・ 開 議
議長 木村健一 君
只今の出席議員数は7名で定足数に達しておりますので、令和8年第3回初山別村議会定例会を開会します。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。
日程第1 会議録署名議員の指名
議長 木村健一 君
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長より指名します。
2番高場志津子君、3番鎌田健治君兩名を指名します。
日程第2 会 期 の 決 定
議長 木村健一 君
日程第2 会期の決定を議題にします。
本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。加藤委員長。
議会運営委員長 加藤一裕 君
ただ今議長より指名がありましたので、報告いたします。
議長から今期定例会の会期等の諮問を受け、去る8月31日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。
協議の結果、案件を勘案し、会期を本日から9月24日までの8日間とすることに決定いたしました。
以上、報告を終わります。
議長 木村健一 君
お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から9月24日までの8日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月２４日までの８日間に決定しました。
日程第３ 諸 般 の 報 告
議長 木村健一 君
日程第３ 諸般の報告を行います。
事務局長に朗読させます。佐藤事務局長。
事務局長 佐藤公彦 君
第３回初山別村議会定例会諸般の報告
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。
これで諸般の報告を終わります。
日程第４ 行 政 報 告
議長 木村健一 君
日程第４ 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。村長。
村長 宮本憲幸 君
令和８年第３回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております
資料の順に従いまして、報告申し上げます。
はじめに、１農作物生育状況及び漁業生産状況についてであります。〔１〕農作物の作況及び
生産状況について申し上げます。水稻につきましては、今年の「米の生産目安数量」は、１，５
４４．０６トンで、前年と比較して、数量で４７．９２トン、率にして３．２０％の増となって
おります。作付確定面積は、すべて「もち米」で、主食用米２３１．６０ヘクタールで、加工用
米５９．２２ヘクタールとなっております。作況につきましては、４月の融雪が早かったことも
あり、は種期は平年より２日早く、出芽期は平年より３日早くなり、苗の生育は概ね平年並みで
ありました。６月以降の気温が高温で推移したため平年より幼穂形成期では２日、出穂期では１
日早まりました。９月１日現在の生育は、平年と比較して稈長は長く、穂長はやや短い状況であ

り、穂数は平年並みとなっております。また、冷害危険期は、好天で推移したため、稔実歩合は
平年を上回る状況となっております。成熟期は平年より早まり、収穫作業は、例年より7日ほど
早く始まっております。小麦の作付面積は、313.8haで、前年より3.7%減少しております
ますが、出荷数量は、959.4トンで、30.4%上回る実績見込みとなっております。この
ほか、大豆などの豆類も、6月以降の気温が高温で推移したため生育は早まり、草丈は伸びたも
の、着莢数は少ない状況となっております。これから、農作物の本格的な収穫期を迎えますが、
農作業等の事故がなく、実りの秋となるよう願っているところであります。
(2)の漁業生産状況について申し上げます。8月末現在の水揚げ高は、全体で、数量 322.
7トン、金額 3億225万7千円で、前年と比較して、数量で105.4%、金額で145.
5%であります。主力魚種の「たこ」については、昨年まで不調でありましたが、単価の上昇も
あり、水揚げ量、生産額ともに回復基調にあります。また、「ほたて稚貝」については、昨年度、
経営体が4件から2件へ減少したこともあり、前年と比較して水揚げ量、生産額ともに減少に転
じていますが、1件あたりの生産規模は、平年並みの生産状況となっております。漁業において
は、昨年に引き続き、近年の海洋環境の変化に伴う「秋サケ」の記録的不漁予測や「ほたて稚貝」
の生育不良も心配されているところではありますが、今後とも、経営安定のため、魚種全体の水
揚げ量並びに生産状況の安定を切に願うものであります。
次に、2の岬センター等の利用状況についてであります。
①岬センターの利用者数は、研修室1,495人、入浴者2万2,796人、宿泊者3,99
8人、一般食堂7,302人、合計では3万5,591人で、前年から2,393人の増、比較
で107.2%となっております。②有料公園施設では、ゴーカート1,617人、バッテリー
カー528人、パークゴルフ61人、バンガロー1,191人、合計で3,397人、
比較で127.9%となっております。③道の駅「ともしび」では、軽食喫茶8,967人、
バーベキュー1,370人、展示売店9,616人、合計で1万9,953人、比較で113.
2%となっております。④農林水産物直売所「北極星」では、今年度より株式会社HARUによ
る木野精和園としての施設利用により出店されており、利用者数が5月から8月までで、11,
192人となっており、昨年度比較で827.2%となっております。⑤オートキャンプ場では、
カーサイト1,145件、利用者数3,179人、フリーサイト503件、利用者数1,075
人、合計で、利用件数1,648件、利用者数4,254人、比較でそれぞれ、利用件数で95.
6%、利用者数で113.2%となっております。
3の令和8年度建設工事等の発注状況について申し上げます。(1)8月31日現在の土木・建

築工事につきましては、土木工事が発注済3件で、4, 210万8千円、建築工事は、発注済3
件で、5, 010万5千円、発注率は、ともに100%であります。土木・建築工事の計では、
発注済6件で 9, 221万3千円であります。委託業務は、発注済6件で 3, 568万円、
発注率は 26.6%であります。(2)水道・農業集落排水工事につきましては、水道工事発注
済2件、農業集落排水工事発注済1件で、1億1, 258万5千円、発注率は100%でありま
す。委託業務は、発注済6件で3, 865万5千円、発注率は、100%であります。
以上で行政報告を終わります。
議長 木村健一 君
これで、行政報告は終わりました。
日程第5 一般質問
議長 木村健一 君
日程第5 一般質問を行います。
議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりで
あります。
発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての各議員の発言は、会議規則第55
条の規定により質問開始から60分以内とします。
順番に発言を許します。2番高場志津子君。
2番 高場志津子 君
高齢社会を豊かに生きぬく方策について
村は地域包括支援体制の構築に向けて種々積み重ねてきているところであり、制度上の安心の
上に、執行方針「高齢者福祉」で示された”住み慣れた地域で暮らし続けられるよう互いに支え
合う共生・共助の地域づくりを目指します”とあります。その方策について3点伺います。
①満70歳以上の岬センター入浴券配付事業について、本事業は高齢者の健康増進と第三セクタ
ーである岬センターの活性化にも寄与することから、利用者の意向に添いながら長年継続し、今
では同行する他人も使用できるまでになっているが、未だ利用率は30%台である。ならばもっ
とその恩恵に浴してもらうために、入浴と食事にも併用できるようにしてはいかか。
②保健事業として減塩教室が年4回開催されている。様々な角度からの健康講話と「減塩」「食
物繊維の摂取」のテーマの基、多彩な食材を使った料理講習である。3つ目のテーマは「笑い」
である。人が集まるところには必ず「笑い」がある。減塩応援隊の力も借り、この事業の回数を

増やし、住民の更なる健康づくり運動を推進できないか伺う。
③敬老会の名称変更について。村主催の敬老会は満 69 歳以上の御案内で飲食や演芸会も伴い、
有意義な催しであると思われるが参加者が年々減少している。その主な要因の 1 つには最初に案内をいただいたときに”敬老会”なるが故にまだ早い、まだ敬老されたくないと出席のタイミングを失い、出そびれている方が多いと推察される。時代背景と交流の場の少ない本村をかんがみ
”敬老会”という名称を変え、対象者が気軽に交流できる催しとすることにより、高齢者世代の共生・共助への意識づくりへとつながっていくと思われますがいかがか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
議員ご質問の、「高齢社会を豊に生きぬく方策について」をお答えいたします。
本年度の村政執行方針、高齢者福祉において、高齢者の皆様が住み慣れた地域で、健やかに生きがいを持ちながら明るく暮らし続けることができる環境づくりのため、地域包括ケアシステムの推進・充実を図り、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、互いに支え合う共生共助の地域づくりを目指し、各種の事業を実施しております。
ご質問の 1 点目「高齢者に対する入浴券の食事への利用」についてですが、この事業は、高齢者の健康維持増進及び福祉の向上を図ることを目的に、70 歳以上の方に対し、しょさんべつ温泉「岬の湯」の入浴券を 1 人につき 12 枚、交付を行っています。
利用しやすい環境とするため、対象者と同伴の者も利用可能にするなどの制度改正、利用方法の周知を行ってききましたが、昨年度の利用状況は、対象者 281 名、交付枚数 3,372 枚、利用者数 126 人、利用枚数 1,105 枚で、個人個人の生活スタイル等もあり利用率は 32.8%となっております。
入浴はご存じの通り、「免疫機能のアップ」、「自立神経の調整」、「血流改善」、「基礎代謝や体内酵素の活性化」、「精神的ストレスの軽減」等、驚くほど様々な効果があります。
引き続きこのことに主眼をおいて、是非とも多くの対象者の皆さんに活用されるよう、一層の P R ・啓発活動等に努めてまいりたいと考えます。
又、単に入浴料のサービスとしてだけではなく、「外に出るきっかけ」や「人との交流」など

副次的な効果があるものと思われますが、議員ご提案の食事への利用につきましては、様々な
視点からの考察が必要ですので、今後の方向性については、知見を深め検討してまいります。
2点目の「減塩教室の開催回数の増」についてですが、村では、健康寿命を延ばし、村民の
皆さんが少しでも健康な状態で生活し続けられるよう、平成28年度に「減塩運動」、平成29
年度に「食物繊維摂取」を加え、平成30年度には「笑い」を加え、健康づくりを推進してき
ております。その中で減塩協力隊の協力を得ながら年4回、減塩教室を調理実習の形で、10
月、11月、1月、2月に実施しております。回数の増加についてですが、食中毒の危険のあ
る期間、各種検診等の事業を避けて減塩教室を実施しているため、「減塩教室」の開催回数の増
加は、現時点では難しいと考えますが、「血圧の安定」の為の減塩対策は、生活習慣として重要
な要素ですので、あらゆる方策を用いながら、引き続き諸対策を講じてまいりたいと考えます。
3点目の「敬老会の名称変更」についてですが、村では長年にわたり社会に貢献された高齢
者を敬い、長寿のお祝いとして、数え年70歳以上の方に案内を行い、敬老会を開催しており
ます。各地区の方々が一同に会する、貴重な交流の場となるため、各地区での行事と重ならな
い日、バスでの送迎を行っておりますが、参加率は昨年度18.2%、本年度20.5%とな
っております。参加率の低下は、少子高齢化の進展に伴い、名称の「敬老」という言葉へ抵抗
感を持つ人がいるのも事実と考えます。しかし、長年親しまれてきた「敬老会」という言葉に
は、目的や内容がわかりやすく、高齢の参加者には慣れ親しんだ名称の方が安心感があると思
われることから、名称の変更は考えておりませんが、少しでも多くの対象者の皆さんに参加頂
けるよう、様々な情報発信、啓発活動に工夫をこらしながら、事業効果の向上に努めてまいり
たいと考えますのでご理解願います。
2番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2番高場志津子君。
2番 高場志津子 君
長年、行われている入浴券についてですが、利用率が30%台にとどまっている理由がなぜ
なのかということを考えていただきたいと思います。本村のソフト事業の成功度は、その事業
の参加率とか利用率に大きく依存していると私は思います。その中で入浴券がずっと30%台
ということは、確かに村長がおっしゃったように、入浴の効果は充分承知しておりますが、毎

年入浴券をいただいたときに、今年もお風呂には行けないわという方たちが多数高齢化とともに に出てきているという、そういう人たちのお気持ちも考えてほしいと思うわけです。温泉にバスで行って入浴するということが体力を必要とすることで、高齢になるとなかなか温泉に入浴することができなくなっている世代が多くなっていると思います。そういう時に入浴券を毎年毎年いただいても利用できない人たちの思いっていうのも、もう少し理解してほしいと思います。その中でもし食事券と併用ができるようにしてあげれば、誰かと一緒に行ってもらって岬センターで食事をする。それだったらできる方が多いと思います。ですから、ずっと行政のソフト事業は一度やるとなかなか時代背景の中で変えていけないという。何より前例踏襲が1番の美徳かなと思う中で、もう少し高齢化している村の人たちの時代背景を考えてほしいと思います。入浴券に関してはより利用率を高めるためにご検討くださるのが、これからの課題と思っております。 次に健康長寿の3大要素は、運動と食事と社会参加であります。その中で食事、特に高齢者の食事、お一人さんになったときの食事を皆さんに何うと心配なところがあります。今問題となっている低栄養でフレイルになって、それで介護が必要になっていくという時代背景もあるようです。本村においても高齢化率が高くなっている中で栄養、食事、それは確かに個人のものではありますが、もっと村全体として考えて、常にきっかけを作ってあげるということも大事なことだと思いますので、今後ご検討願います。 3番目の敬老会でありますけれども、きっとコロナ禍を挟んで出席率も下がったのかなという気はありますけれども、やはり状況として、これもせっかく敬老会と称して高齢者の方たちのために有意義な催しをしてくださっている中で、出席率が下がっているのはそれなりの原因があるのではないかと考えます。本村の場合はいろいろな方に聞いてみますと、数え70歳でご案内いただくというのは、まだ早いとか敬老されたくないというので、最初に出そびれるとなかなかその後参加するタイミングを失っている方が結構いらっしゃるんじゃないかと私は思います。今年度の参加者の分析は既にされているのでしょけれど、70歳代が154人、80、90、100歳代が143人とやはり70歳代のご案内する方の人数が多くなっていますので、この70歳代の方がもっとせっかくな有意義な催しの敬老会と称するものに参加していただければ、もっと参加率が高まると私は思うわけです。その中で長年、敬老会として定着しているものですから、それなりにいいんですけども、時代背景を考えたら敬老会という名称を変えて、より多く人に参加してもらえよう名称を変えるのも1つの方法ということで提案するところ
--

であります。長年親しんだ名称でありますけども、多くの人の交流の場づくりとして今後、名称変更も視野に入れて、より参加率を高めるような工夫も必要なことですので、ご案内差し上げましたら欠席です。それではなくて、もっと工夫することも今後の課題として検討していただけだと思っているところです。以上３点について村長の考えをお伺いしました。それぞれに今後ご検討してくださるということです。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひまして、私の質問を終わります。
議長 木村健一 君
暫時休憩いたします。
(休憩 午前１０時４６分 再開 午前１１時０５分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
議長 木村健一 君
次に７番三谷博子君。
７番 三谷博子 君
公営住宅における高齢化対応と生活環境改善について
本村の公営住宅において、建設年数の古い住宅では各部屋の仕切りや浴室、トイレとの境目に段差があり、バリアフリーとは程遠い環境が見受けられます。北海道のユニバーサルデザイン公営住宅整備指針等においては、既存の住宅改修時には、可能な限りバリアフリー化を図ることが求められていますが、村として現在の入居者の高齢化率、古い公営住宅のバリアフリー対応状況をどのように把握しているのか伺います。又、高齢入居者の室内での転倒事故を防ぐ為に全面的リノベーションが難しい住宅であっても部分的な改修は急務と考えますが、村の見解を伺います。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
三谷議員のご質問にお答えします。
初山別村が管理する村営住宅は現在４６棟１４３戸あり、教職員住宅から移管された単独住宅８棟１４戸を除き、公営住宅法に基づき整備、管理されているところであり、このうち、１０８戸が入居済みで、入居率は７５．５％となっています。これらの村営住宅に係る改修、取り

壊し、建て替えについては、平成30年3月に「初山別村公営住宅等長寿命化計画」にて10
年間の整備、管理計画を策定し、その計画に基づき整備、管理が現在も進められているところ
であります。平成18年に制定されました、バリアフリー法と呼ばれる高齢者、障害者等の移
動等の円滑化の促進に関する法律により、利用者がスムーズに建物内を移動するための建築物
移動等円滑化基準が示され、公営住宅はこの基準内で特定建築物に分類され、この基準への適
合化は努力義務に区分されているところであります。
ご質問にありました、バリアフリー対応状況の把握についてであります。初山別村公営住
宅等長寿命化計画策定時に実施した、入居者からの満足度調査にて、室内の段差等に関する状
況を把握しているところであり、また、公営住宅台帳においても室内の状況や構造は、継続し
て把握しているところであります。初山別村公営住宅等長寿命化計画において、計画されてい
る改修については、屋根・外壁改修であり、対象となる現存する公営住宅については建物の基
本構造上、様々な部分において室内のバリアフリー化が難しい現状であり、本計画の改修内容
へは盛り込まれていない状況であります。このような状況の中、本計画策定以降、新に建築さ
れている、汐見台団地1棟3戸、川北台団地1棟2戸につきましては、北海道ユニバーサルデ
ザイン公営住宅整備指針を取り入れ、建築したところでありますし、今後整備予定となってい
る公営住宅についても、同指針を取り入れ建築されるものとなります。
現在の公営住宅へ的高齢入居者数については、初山別村公営住宅等長寿命化計画が策定され
た平成30年時点より、高齢化率の上昇に伴い、増加傾向にあり、令和7年度末現在で全入居
者のうち、17.6%を75歳以上の入居者が占めている状況であります。これまでも、高齢
者が入居する公営住宅において、介護保険制度を活用した住宅改修制度により室内改修や設備
設置について入居者から申請があり、公営住宅管理者としてその改修について積極的に承認し
てきている現状もありますし、今後の公営住宅等長寿命化計画変更の際には、福祉分野からの
意見等を踏まえた検討が必要となってくるものと考えます。
ご質問にありましたとおり、初山別村が管理する全ての公営住宅において、バリアフリー対
応であることが最善とは考えますが、公営住宅等長寿命化計画に基づいて、今後も公営住宅整
備が進められることとなり、この計画の目的は公営住宅管理・整備に係る財源の確保ばかりで
はなく、将来的な初山別村における人口推計や居住年齢・居住需要に対応した管理戸数や居住
空間の最適化を図るものであります。
初山別村に居住する高齢者の居住環境整備については、公営住宅のみならず福祉的な視点も踏

まえ、対策が必要となるものであると感じているところではありますが、公営住宅としての対策としましては、今後も公営住宅等長寿命化計画にそった段階的な整備と村民のみなさま全世代の共通ニーズに対応した機能・構造を持つ公営住宅の居住環境の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。
7 番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7 番三谷博子君。
7 番 三谷博子 君
北海道ユニバーサルデザイン公営住宅の整備指針は2005年、平成17年に整備され、その時からリフォームをするときにはバリアフリーになるべく近づけるような、そういうリフォームの状態にしていける。介護の方と合わせなくても村独自の考えで、そういったことができるようではなかったのでしょうか。というのはこの中に記載されていますが、改修、リフォームの位置づけとしては、既存の公営住宅を長寿命化有効活用するにあたり、単なる老朽化による修繕にとどまらずバリアフリー化や生活空間の利便性向上を盛り込む整備をするとうたっております。それと村長の令和8年度村政執行方針の中にも公営住宅については長寿命化計画に基づき国庫交付金事業活用して改修を実施する。ほか、営繕による快適で良質な住宅の維持保全に努めるとあります。また、第9期高齢者福祉計画の中でも、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるように記載されております。これは村内で家を含めてだと思えます。また初山別村過疎地域持続的発展市町村計画の中でも記載されております。その中でリフォームするのに、どうしてバリアフリー化に段差を解消することができないのか、高齢者は1.5センチの段差が転倒の原因となります。もし転倒してなんともなければいいが、それがこれからの生活を大きく変えてしまったり、寝たきりになったりしてしまいます。若い人たちは骨折しても1ヵ月で良くなりますが、高齢者の転倒はとても恐ろしいことだと思います。その中で村長は奥の方に住んでいる人が年齢とともに暮らすのが大変になり、街に出たいというケースが何件もあり、これからもそういうケースがあるだろうと、そういう人たちのことも考え、なるべく住みやすい住宅を提供したいというお話をされておりました。だけど、実際にはその1.5センチの段差が解消されていない。また高齢者が住んでいるにもかかわらず、お風呂を覗いてみますと脱衣場からお風呂に入る段差が15センチ、普通は10センチ位、お風呂

呂に入るのが怖い、お風呂に手すりが付いている住宅もありますが、手すりが全然違うところ についている場合もあります。私が言いたいのは、こんなに人口が少なくなって色々な面で大 変なのはわかりますが、少なくなって私たちは隣の家も向かいの高齢者の方の生活も全部見え る。そういう空間になってきています。だから私は一人ひとりに寄り添った政策をしていただ きたいなと思います。別に村が考えているように立派じゃなくても財源がないから将来的に壊 す住宅かもしれない、けど今いる人たちが安全安心に暮らしてもらえるかということを考えて もらいたいと思いますが、いかがでしょうか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
最初の答弁のところの話を振り返ってみたいと思いますが、今の長寿命化計画の中で公営 住宅の整備改修を進めておりますけど、その中ではいわゆるユニバーサルデザイン、バリアフ リー化というのは建物の構造上その事業で展開するとなれば相当大きな改修をしなければ制 度上はそれに該当しないと難しいということになります。それが1つありますけども、しかし ながら、今、三谷議員が言われたように高齢になっても暮らしの中、住まいに安心のある状況 は極めて重要なことであると。私も同じ認識でももちろんあります。それと近年の村の中での動 きとしましては、やっぱり今までは2人で暮らしてたけども、1人になったと、それまでは自 宅で過ごしてたんだけど、なかなか1人で今までどおりの住宅で、持ち家で過ごすのは大変 なんで街に出てきて、公営住宅に入って暮らしたいという人はこれまでもいたし、私はこれか らも一定期間は増えるだろうと予測をしております。その中でその高齢者住宅自体が住みや すいような環境にあるか、例えば手すりが十分に付いているか浴室との段差がどうなのか、部 屋の段差あるいは玄関は寒さに耐えられるのか、こういう問題は実際にあるのだろうというふう に思います。振り返ってみれば、こうゆう入居される人の対応の仕方というのが、1つには介 護保険制度でそのことを成していく形の場合と介護保険制度を活用する場合には、もちろん介 護認定が必要になりますが、介護認定にはならないにしても今までの自分の持ち家から公営住 宅に入って暮らしをしたいんだという場合もあると思います。その場合については今の段階で はそれは公営住宅の個人での一部改修、例えば手すりをつけるとか段差をなくするとか、ある

いは玄関のところを変えたいんだというのは、個人で公営住宅の管理者の許可を得てやってきたという事実もあります。その中で住まいのあり方というのは、この高齢化社会にあって、過渡的な状況に今はあります。それは三谷議員も同じ認識だと思います。公営住宅に入居されている高齢者の方が１７％、１８％という状態の中で、その問題に対してどう整理していくのかという事は考えていかなきゃならない時代に私は入っていると思います。それでその全面的にバリアフリー化することについては、今ある長寿命化計画が２０２６年に計画終了となりますから、次の計画の中でそのバリアフリー化についても盛り込んでいくということがその計画的に可能であれば、あるいは構造上可能だということになれば、それはその時に含めて次期計画を考えていく必要も当然出てくるのではないかと思います。その中で出来ないにしても、これからはやっぱり高齢者の方が一定程度、公営住宅の入居ということが出てくると予想されるので、全体的な大掛かりなバリアフリー化じゃなくてですね、身近な手すりを付けたり段差を解消することぐらいは、これは管理する側として考えていかなければならない時代にもう入っているという事は充分認識しておりますので、そういうことを含めて、いずれにしても最終的には高齢になっても住まいの安心がある、持ち家、公営住宅ということじゃなくて、毎日の暮らしの中で転倒しないで移動のできるということが望ましいことでもありますので、その推進していく形がどういう形が良いのかということをもっと整理してですね、あるいは次期計画に盛り込むことも含めて、最終的には、高齢者の皆さんが住まいに心配のないと思えるようなことを検討していかなければならない時代になってきているという認識でおります。
７番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
７番三谷博子君。
７番 三谷博子 君
高齢者だけでなく、小さなお子さんのいる家庭でもやはりその段差が少ないとか、それから手すりがあるとか、そういった安心があると転倒も含め育てやすいんじゃないかと思います。また、先ほど村長がおっしゃいましたように今までは入居者が要望や申請をしなければ設置できないものも、今はその都度入ってくる人の顔が見えるはずなんですよね。部屋が空いていれば改修しますよね。次に入ってくる人が村民なので大体わかると思います。その人の生活を考えれば、ここに手すりはなかったけど、手すりがあったらいいなとか、そういったことがあれ

ばちよっと足してくれてもそこまでお金はかからないのではないかと思います。また床も段差があっても斜めの添え木みたいなのがあればそこまでじゃないかと思います。またしっかりと直せばずっと使えるものでもあります。できれば将来、車椅子になったときに自由に移動ができる状態、また車椅子じゃなくてもちよっとふらつくので、歩行器を使ったときに引っかかりで移動できるように、そういった配慮をしてほしいと思います。村だからこそできる一人ひとりの暮らしに寄り添った、そういうサポートをしていただきたいと思います。以上で質問終わらせていただきます。
議長 木村健一 君
これで一般質問を終わります。
日程第 6 同 意 第 5 号
議長 木村健一 君
日程第 6 同意第 5 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。なお、地方自治法第 117 条の規定によって、長谷川幸廣君の退席を求めます。
暫時休憩します。
(休憩 午前 11 時 32 分 再開 午前 11 時 33 分)
議長 木村健一 君
再開します。
提出者から説明を求めます。宇野副村長。
副村長 宇野要 君
同意第 5 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。
記
住所 初山別村字有明 872 番地 4
氏名 大家 貴代
生年月日 昭和 55 年 1 月 23 日
令和 8 年 9 月 17 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
本件につきましては、現在の教育委員 3 名のうち 1 名の方が本年 9 月 30 日をもって任期満了

となりますが、引き続き令和８年１０月１日からの任命にあたり議会の同意を求めるものであります。
任期は令和８年１０月１日から令和１２年９月３０日までの４年間となります。
以上で説明を終わります。
議長 木村健一君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。
お諮りします。本件は人事案件でありますので討論を省略し直ちに採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。
(全員起立)
議長 木村健一君
起立全員です。
同意第５号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。
暫時休憩します。
(休憩 午前１１時３４分 再開 午前１１時３５分)
議長 木村健一君
再開します。
日程第７ 報 告 第 ２ 号
議長 木村健一君
日程第７ 報告第２号 令和７年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告についてを議題とします。
説明を求めます。宇野副村長。

副村長 宇野要 君
報告第2号 令和7年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度北海道初山別村健全化判断比率等を、別紙のとおり監査意見を付けて報告する。
令和 8年 9月17日報告
初山別村長 宮 本 憲 幸
以下朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、次に健全化判断比率等審査意見について説明をお願いします。
監査委員荒木隆君。
監査委員 荒木隆 君
健全化判断比率等審査意見を求められましたので、数値を省略して、概要の説明を申し上げます。
議員各位のお手元に、村長あて報告した審査意見の写しが配付されておりますが、この審査では、健全化判断比率及び資金不足比率の算定方法が法令等の趣旨に沿った適切なものであるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として行いました。
その結果、算出における根拠数値に誤りがなく、比率はいずれも適正に作成されているものと、認めたところであります。
以上、概要説明といたします。
議長 木村健一 君
説明が終わりました。
本件は報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第2号 令和7年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告については以上で報告済みとします。
日程第8 報 告 第 3 号
議長 木村健一 君
日程第8 報告第3号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況についてを議題とします。

説明を求めます。大西経済課長。
経済課長 大西孝幸 君
報告第3号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況について
地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社しょさんべつ振興公社の令和8年度の事業計画、収支予算及び令和7年度の事業報告、収支決算等について、別紙のとおり報告する。
令和 8年 9月17日報告
初山別村長 宮 本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりました。
本件は報告事項であります、特に質疑があればこれを許します。
7番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7番三谷博子君。
7番 三谷博子 君
12ページですが、北極星の売店収入で令和6年度で637,615円、令和7度の決算で1,313,725円に上がっています。下の表の売店の仕入れの方で令和6年度は446,835円が、令和7年が664,722円と売店と収入額がものすごく上がっている内容をお聞かせ願います。
経済課長 大西孝幸 君
議長。
議長 木村健一 君
大西経済課長。
経済課長 大西孝幸 君
一般の売店の販売品も販売額増加要因の1つであります、主な要因の1つで、しょさまる焼きの販売が新たに加わったことによる増額と仕入れの追加になっております。
議長 木村健一 君
他に質疑はありませんか。
(質疑なし)

議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第3号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況については
以上で報告済みとします。
暫時休憩いたします。
(休憩 午前 11時54分 再開 午後 1時05分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第9 議案第28号
議長 木村健一 君
日程第9 議案第28号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。宇野副村長。
副村長 宇野要 君
議案第28号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制
定するものとする。
令和 8年 9月17日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 北海道最低賃金の改定に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありません
か。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君

異議なしと認めこれより採決します。
議案第 28 号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 10 議 認 第 4 号
議長 木村健一 君
日程第 10 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて令和 8 年度北海道初山別村一般会計補正予算(第 2 号)を議題とします。
提案理由等の説明を求めます。宇野副村長。
副村長 宇野要 君
承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 8 年度北海道初山別村一般会計補正予算(第 2 号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。
令和 8 年 9 月 17 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は歳入・歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。

承認第４号 専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって本案は承認することに決定しました。
日程第１１ 議 認 第 ５ 号
議長 木村健一 君
日程第１１ 承認第５号 専決処分の承認を求めることについて令和８年度北海道初山別村簡易水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。
提案理由等の説明を求めます。大西経済課長。
経済課長 大西孝幸 君
承認第５号 専決処分の承認を求めることについて
令和８年度北海道初山別村簡易水道事業会計補正予算（第２号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１７９条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。
令和 ８年 ９月１７日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は収入・支出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
承認第５号 専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありません

んか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって本案は承認することに決定しました。
日程第 1 2 議 案 2 9 号
議長 木村健一 君
日程第 1 2 議案第 2 9 号 令和 8 年度北海道初山別村一般会計補正予算 (第 3 号) を議題と
します。
提案理由の説明を求めます。宇野副村長。
副村長 宇野要 君
議案第 2 9 号 令和 8 年度北海道初山別村一般会計補正予算 (第 3 号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑の方法についてお諮りします。
本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにしま
す。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
これより歳出の質疑を行います。1 1 ページからです。
2 番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2 番高場志津子君。
2 番 高場志津子 君
2 1 ページ 2 目 鳥獣害対策費 1 2 節 委託料
緩衝帯整備をしておりますが、どのような緩衝帯整備をしておりますか。
経済課長 大西孝幸 君

議長。
議長 木村健一 君
大西経済課長。
経済課長 大西孝幸 君
こちらはヒグマ対策補助金を活用した緩衝帯整備を予定しておりますが、具体的な箇所につきましては今後の実施の部分で変更になることもございますので、この場では示しませんが、これまで出沒した実績があった箇所を優先的に緩衝帯の整備を進めていきたいと思っております。もう既に整備している場所もありますが、こちらについては追加で交付になったものでありますので、この部分については昨年の出沒した実績のある箇所、もう補助金を受けている部分で実施する分には初山別川周辺、河畔の除草作業、河川周辺の出沒箇所に整備をしているところであります。この補正予算に係る分は追加交付になったものですから、この追加にかかる整備については、これまで出沒があった箇所を整備する予定でございます。
2 番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2 番高場志津子君。
2 番 高場志津子 君
具体的には草刈り業務に対しての追加ですか。要するに電牧柵は別になるのか。
経済課長 大西孝幸 君
議長。
議長 木村健一 君
大西経済課長。
経済課長 大西孝幸 君
電牧柵の整備について今年度分は事業の予定はありません。昨年度整備したもので2機500メートルを設置しております。今年度については電牧柵の整備がありませんので、こちらについてはご質問のとおり草刈りと倒木作業に関する緩衝帯に係る整備になっております。
2 番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君

2 番高場志津子君。
2 番 高場志津子 君
2 3 ページ 1 目 住宅管理費 1 0 節 需用費
修繕料ですが、南風台ほか合わせて4戸の内部改修をするという事です、その内部改修が終わるとまた入居の募集をすると思うんですけど、それはいつ頃になりますか。
経済課長 大西孝幸 君
議長。
議長 木村健一 君
大西経済課長。
経済課長 大西孝幸 君
補修の進捗状況によるところもありますが、予定としては冬の前に1戸、それ以降については、特に近々の需要がないものでありますので年度内もしくは冬の間に整備できるという状況であります。これは小規模修繕でなく結構がっちりとした修繕となりますので、ある程度の期間が必要となります。
議長 木村健一 君
他に質疑はありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
歳出の質疑がないようですので歳入の質疑に移ります。3 ページからです。
4 番 斉藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
4 番斉藤勝博君。
4 番 斉藤勝博 君
6 ページ 4 目 農林水産業費道補助金 2 節 林業費道補助金
ヒグマ対策事業道補助金についてです。この中でヒグマ捕獲分と防止対策分になると思いますが、今、現在のヒグマの捕獲頭数、もしわかれば昨年と比べてどれぐらいの差があるのか2点についてお伺いします。
経済課長 大西孝幸 君
議長。

議長 木村健一 君
大西経済課長。
経済課長 大西孝幸 君
ヒグマの捕獲頭数につきましては、昨年度は２７頭、今年度につきましては、今日現在で７
頭の捕獲となっております。交付金の対象頭数としては昨年は２５頭で今年は５頭となっております。
昨日報道にも出ておりましたが、本村においても今年度の出没件数、目撃件数については、昨年度より大幅に下回る状況でございます。
２番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
２番高場志津子君の本件に関する質疑はすでに３回になりましたが、会議規則第５４条ただし
書きの規定によって、特に発言を許します。２番高場志津子君。
２番 高場志津子 君
例年を見ますと、熊の出没はこれから秋にかけて多くなるようなんですけども、今年は少ないということですけど、これからまだ増えることも想定されますが、その対策を十分になさってください。
議長 木村健一 君
これは質問ですか。答弁は必要ですか。
２番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
２番高場志津子君。
２番 高場志津子 君
答弁の必要はありません。
議長 木村健一 君
質疑ですので、質問をしてください。
２番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
２番高場志津子君。

2番 高場志津子 君
すみません。解りました。
議長 木村健一 君
他に質疑はありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第29号 令和8年度北海道初山別村一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第13 議案30号
議長 木村健一 君
日程第13 議案第30号 令和8年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案30号 令和8年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
(質疑なし)

議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第 3 0 号 令和 8 年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 4 議 案 3 1 号
議長 木村健一 君
日程第 1 4 議案第 3 1 号 令和 8 年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案 3 1 号 令和 8 年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君

異議なしと認めこれより採決します。
議案第 3 1 号 令和 8 年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 5 議 案 第 3 2 号
議長 木村健一 君
日程第 1 5 議案第 3 2 号 令和 8 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第 3 2 号 令和 8 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
（質疑なし）
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 3 2 号 令和 8 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 6 議 案 第 3 3 号
議長 木村健一 君
日程第 1 6 議案第 3 3 号 令和 8 年度北海道初山別村立診療所特別会計補正予算（第 1 号）
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第 3 3 号 令和 8 年度北海道初山別村立診療所特別会計補正予算（第 1 号）について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
（質疑なし）
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありません
か。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 3 3 号 令和 8 年度北海道初山別村立診療所特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり
可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 7 認 定 第 1 号
議長 木村健一 君

日程第 17 認定第 1 号 令和 7 年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを
議題とします。
お諮りします。本件については議長・監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別
委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。
なお説明は本会議を省略し、決算審査特別委員会において求めることにします。
ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本件は議長・監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審
査特別委員会に付託することにし、なお説明は決算審査特別委員会において求めることに決定し
ました。
お諮りします。審査過程において必要が生じることも考えられますので、地方自治法第 98 条
第 1 項の規定による権限を同委員会に委任したいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による権限を、決算審査特別
委員会に委任することに決定しました。
お諮りします。会議運営上、決算審査特別委員会における付託案件の会期内終了を待つて本会
議を再開し、この間休会します。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会における付託案件の会期内終了を待つて本
会議を再開し、この間休会とすることに決定しました。
なお決算審査特別委員会は、本日、本会議場で午後 2 時 30 分から開会します。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
(令和 8 年 9 月 17 日 午後 2 時 00 分 散会)

令和 8 年第 3 回初山別村議会定例会会議録（第 2 号）

招 集 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 8 日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和 8 年 9 月 1 8 日 午後 3 時 1 0 分宣告
応 招 議 員	1 番 加藤 一裕 2 番 高場志津子 3 番 鎌田 健治 4 番 斉藤 勝博 5 番 長谷川幸廣 7 番 三谷 博子 8 番 木村 健一
不 応 招 議 員	な し
出 席 議 員	応招議員と同じ
欠 席 議 員	不応招議員と同じ
地方自治法第 121 条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 大水 秀之 監 査 委 員 荒木 隆
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 宇野 要 企画振興室長 佐藤 恵輔 住 民 課 長 大井 英世 経 済 課 長 大西 孝幸 主 任 技 師 長谷川孝之 出 納 室 長 東出 寛興 教育委員会 小川 志鏡 農業委員会 大西 孝幸 教 育 次 長 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
	2 番 高場 志津子 3 番 鎌田 健治
会 議 の 書 記 氏 名	事務局長 佐藤 公彦 書 記 佐々木 映輔
そ の 他	な し

開 会 ・ 開 議	
議長 木村健一 君	
ただ今の出席議員数は7名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。	
本日の会議はお手元に配布しております議事日程表第2号のとおりであります。	
木村農業委員会会長、立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。	
日程第1 認 定 第 1 号	
議長 木村健一 君	
日程第1 認定第1号 令和7年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを	
議題とします。	
本件について、決算審査特別委員会の審査結果について委員長から報告を求めます。	
斉藤勝博委員長。	
決算審査特別委員長 斉藤勝博 君	
決算審査特別委員会の経過と結果についてご報告申し上げます。	
本委員会は、9月17日議長・監査委員を除く議員全員をもって構成され、令和7年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを付託されたものです。	
本委員会は9月18日、慎重に審査を行い採決の結果、少数意見を留保する委員もなく全員の起立をもって認定することに決定いたしました。	
以上、会議規則第40条第1項の規定により報告いたします。	
議長 木村健一 君	
お諮りします。	
本件については議長・監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会で審議をしておりますので、質疑・討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略することに決定しました。	
これより令和7年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを採決します。	
この採決は起立によって行います。	
この決算に対する委員長の報告は認定とするものですが、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の諸君の起立を求めます。	

(全員起立)
議長 木村健一 君
起立全員であります。よって、認定第1号 令和7年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定については認定することに決定しました。
お諮りします。
議事運営上9月24日に審議を予定されております5件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって5件の案件を追加し議題とすることに決定しました。
追加日程表配布のため暫時休憩します。
(休憩 午後 3時15分 再開 午後 3時16分)
議長 木村健一 君
再開します。
追加日程第1 意見書案第4号
議長 木村健一 君
追加日程第1 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。
提出議員であります1番加藤一裕君から説明を求めます。
1番 加藤一裕 君
意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
このことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。
令和 8年 9月17日提出
提出者 初山別村議会議員 加 藤 一 裕
賛成者 初山別村議会議員 長谷川 幸 廣
賛成者 初山別村議会議員 三 谷 博 子
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
意見書案第４号 国土強靱化に資する社会資本整備等に資する意見書は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決されました
追加日程第２ 意見書案第５号
議長 木村健一 君
追加日程第２ 意見書案第５号 備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書を議題とします。
提出議員であります２番高場志津子君から説明を求めます。
２番 高場志津子 君
意見書案第５号 備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書
このことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。
令和 ８年 ９月１７日提出
提出者 初山別村議会議員 高 場 志津子
賛成者 初山別村議会議員 長谷川 幸 廣
賛成者 初山別村議会議員 三 谷 博 子
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
意見書案第５号 備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決されました
追加日程第３ 報 告 第 １ 号
議長 木村健一 君
追加日程第３ 報告第１号 令和８年度定期監査の結果報告についてを議題とします。
お諮りします。本件につきましてはすでに各議員に対しこの写しを送付済みでありますので、朗読を省略してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
意義なしと認め、朗読を省略します。
なお報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第１号 令和８年度定期監査の結果報告については報告済みとします。
追加日程第４ 発 議 第 ５ 号
議長 木村健一 君

追加日程第４ 発議第５号 議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思
います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、発議第５号 議員の派遣についてはお手元に配付のとおり派
遣することに決定しました。
追加日程第５
議長 木村健一 君
追加日程第５ 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長及び、総務経済常任委員長から委員会において調査中の事件について会議規
則第７４条の規定によって、お手元に配付しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申
し出があります。
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あり
ませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決
定しました。
お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。よって会議規則第６
条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで本日の
会議を閉じます。
令和８年第３回初山別村議会定例会を閉会します。
(令和８年９月１８日 午後 ３時３４分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

初山別村議会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員